

令和3年第4回広尾町議会臨時会 第1号

令和3年7月1日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 5 議案第54号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第55号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第5号）について
- 7 議案第56号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 浜頭 勝	13番 堀田 成郎

○欠席議員（1名）

9番 渡辺 富久馬

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹

併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
住 民 課 主 幹	西 脇 秀 司
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 樹
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 正
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉 大 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	雄 谷 幸 裕
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 ま ゆ み
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	成 田 協 優 子
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	西 成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 浩 則
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛 通
建 設 水 道 課 主 幹	小 川 浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨 弘
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹

学校給食センター所長	山	岸	達	也
社会教育課長	沖	田	一	美
兼 図書館長	沖	田	一	美
兼 海洋博物館長	沖	田	一	美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
事務局 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事務局 長	白	石	晃	基
事務局 次 長	保	坂	一	也
総務係 主事 補	齊	藤	香	月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第4回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
議員の出欠であります。9番、渡辺富久馬議員より欠席の届け出があります。
本臨時会には、町長から議案4件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。
- 1、町長（村瀬） 令和3年第4回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の令和2年国勢調査の速報値についてであります。
令和2年10月1日を基準日として実施された国勢調査の速報値が、本年6月25日に公表されまし

た。

本町の人口と世帯数につきましては、人口が6,388人、世帯数が3,001世帯という結果となりまして、平成27年の前回調査の確定値と比較いたしますと、人口は642人、率にして9.13%の減少、世帯数は156世帯、率にして4.94%の減少となったところであります。

続きまして、新型コロナウイルスの接種状況についてであります。

65歳以上の高齢者の方の接種状況につきましては、昨日6月30日現在で対象者2,687人中2,217人が1回目の接種を終えております。接種率は82.5%であります。2回目の接種を終えた方は1,033人で、接種率は38.4%となっております。7月中に希望される方全ての接種が完了する予定であります。

今後の接種スケジュールにつきましては、基礎疾患を有する方の予約受付を昨日30日から始めておりまして、60歳から64歳までの方の予約は今月7月5日から、40歳から59歳までの方は8日から、12歳から39歳までの方は13日からそれぞれ受付をし、順次接種を進めます。

なお、9月下旬までに、希望される全ての町民の皆さんの接種が完了する見通しとなっているところであります。

次に、3点目の広尾町地域振興プレミアム付商品券の完売についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策として商工会が実施した第2弾広尾町地域振興プレミアム付商品券であります。6月20日に販売を開始し、好評により6月23日午後には完売したところであります。

1セット7,000円分の商品券を5,000円で販売したものでありまして、1万6,000セット、総額1億1,200万円、プレミアム率は40%でありまして、そのうち20%は金額で1,600万円分を飲食店専用としたところであります。

今後におきましても、コロナの状況等を注視しながら、商工会などの関係機関と連携を図り、第3弾となるプレミアム付商品券の発行を含め、必要な経済対策の実施について検討してまいります。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第53号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第53号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、幹線林道大丸山線改良工事であります。

契約額は、7,568万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町公園通北2丁目1番地、拓殖工業株式会社、代表取締役武田孝氏であります。

工事の概要であります。施工場所につきましては、広尾町大丸山線林道であります。道路延長157メートル、幅員4メートルの法面改良工事でありまして、工期につきましては、本議案の議決後、令和3年12月20日までであります。

指名業者等の状況であります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者を持って入札を行い、落札率は97.9%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第54号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第54号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第54号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確に位置づけられ、発行に関する手数料についても同機構が総務大臣の認可を受けて定めるものとなることから、個人

番号カードの再交付手数料に係る規定を削除するものであります。

なお、本改正条例は、関係規定の施行期日に合わせ、附則において令和3年9月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第54号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第55号～日程第7 議案第56号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第55号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてと日程第7、議案第56号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 議案第55号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第5号）及び議案第56号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第55号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億4,474万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。
5ページであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳出から説明いたします。お手元の事項別明細書もご用意いたします。

事項別明細書4ページであります。

2款1項9目防災対策費は、音調津避難施設建設工事費の追加であります。当初の計画から工事面積の増、照明設備の工事の追加及び資材費の高騰により2,200万1,000円の事業費の増となったところであります。

お手元の議案資料2ページに平面図を掲載しております。網かけの部分が工事面積の追加部分であります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費は、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加であります。3目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種の日程の追加による医師、看護師への謝金等の追加及び職員手当の減額であります。

9款5項保健体育費は、スポーツ振興助成補助金の追加であります。

12款1項予備費は、全体予算を調整するものであります。

次に、議案書4ページの事項別明細書3ページであります。

音調津避難施設建設工事の財源といたしまして、21款1項町債に緊急防災・減災事業債2,200万円を追加するものであります。

続きまして、第2表の地方債補正の変更であります。

緊急防災・減災事業債につきまして、限度額を変更するものであります。

町債の合計に2,200万円を追加し、7億5,690万円とするものであります。

続きまして、議案第56号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,063万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとあります。

次のページの歳入歳出の補正内容であります。

大雨により流入した野塚水源地の取水口の土砂の除去委託料を追加し、一般会計繰入金で調整するものであります。

2款1項公債費は、財源内訳の補正であります。

以上で、議案第55号及び議案第56号の補正予算について、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と簡易水道事業特別会計の2件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、一般会計と簡易水道事業特別会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第55号と議案第56号の2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第55号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第5号)についてと議案第56号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第55号と議案第56号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第55号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第5号)についてと議案第56号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長(堀田) 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第4回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時17分